

北茨城市市制施行70周年記念事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北茨城市市制施行70周年記念事業の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、北茨城市市制施行70周年記念事業（以下「記念事業」という。）は、以下に掲げる事業をいう。

- (1) 特別事業 市制施行70周年記念として企画・実施する事業
- (2) 冠称事業 市が主催する事業のうち、多くの市民の参加が見込まれ、市制施行70周年を市民とともに祝うことができる事業をいう。
- (3) 協賛事業 市以外のものが主催する事業のうち、多くの市民の参加が見込まれ、市制施行70周年を市民とともに祝うことができる事業をいう。

(記念事業の決定・承認)

第3条 特別事業及び冠称事業の内容は、北茨城市市制施行70周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）において決定する。

- 2 協賛事業を実施しようとするものは、この要領に定めるところにより、実行委員会の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認は、次のいずれにも該当するものに対して行うものとする。
 - (1) 市制施行70周年を記念し、又は祝うことに寄与していると認められる事業
 - (2) 特定の政党その他の政治団体の利害に関するものでない事業
 - (3) 特定の宗教、宗派、教団等の利害に関するものでない事業
 - (4) 法令又は公序良俗に反しないと認める事業
 - (5) その他、記念事業の趣旨に合致すると認められる事業

(承認手続)

第4条 協賛事業の承認を受けようとするものは、北茨城市市制施行70周年記念協賛事業承認申請書（様式第1号）により、実行委員会に申請しなければならない。

- 2 実行委員会は、前項の規定による申請を受け協賛事業の承認の可否を決定したときは、北茨城市市制施行70周年記念協賛事業承認（不承認）通知書（様式第2号）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

3 実行委員会は、協賛事業の承認に当たり必要な条件を付することができる。

4 第2項の規定により承認を受け協賛事業を実施したものは、北茨城市市制施行70周年記念協賛実績報告書（様式第3号）により実行委員会に報告するものとする。

（承認内容の変更）

第5条 協賛事業の承認を受けたものが承認を受けた事業等の内容を変更し又は事業等を中止しようとするときは、直ちに実行委員会に報告しその指示に従わなければならない。

（承認の取消し）

第6条 実行委員会は、協賛事業の承認をした事業が第3条第3項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき、又はその他協賛事業として適当でないと認められるときは、その承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による協賛事業の承認の取消しにより損害が生じた場合であっても、実行委員会及び北茨城市は、その損害を賠償する責めを負わない。

（協賛事業に対する支援等）

第7条 協賛事業の承認を受けた事業に対して、次のとおり支援するものとする。

（1）当該事業の実施に当たり作成するポスター、パンフレット、チラシ等に「北茨城市市制施行70周年記念事業」の名称の使用を認めること。

（2）当該事業を、市広報紙及びホームページ等を通じて、市民に事業の周知を図ること。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、北茨城市市制施行70周年記念事業の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月21日から施行する。